

平成 20 年度 事業 計画 書

(平成 20 年 4 月 1 日 ~ 平成 21 年 3 月 31 日)

1. 私費外国人留学生 10 名に対して奨学金支給事業を行う
 - イ 平成 19 年度採用奨学生 2 名に対して継続して奨学金を支給する
 - ロ 平成 20 年度新規採用の奨学生 8 名に対して奨学金を支給する
 - ハ 奨学金は 1 名につき月額 100,000 円を 1 年間支給する

2. 奨学生と交流活動を促進する
 - イ 奨学金の手渡し支給(第 1 回目及び第 12 回目)と懇談会を行う
 - ロ 日本に対する理解を深めるための機会を設けるとともに相互理解を深め
永続的に親善交流を行う基盤づくりのための懇親会、見学会などの諸行事を行う
 - ハ 留学生活の指導助言のため個別面談及び定期通信を行う

3. 奨学援助終了者と継続的に交流活動を行う
 - イ 帰国した奨学生 OB との文通、e メールなど情報交換を行う
 - ロ 援助終了後も在留し就学、研究活動を行っている OB に対して諸行事への参加案内及び個別面談、情報交換を行う
 - ハ 帰国後転居した住所不明者の転居先を調査し永続的交流を図る
 - ニ 奨学生及び OB に小冊子「ニューモラル」を定期送付する

4. 支援者、関係機関、指定大学などとの情報交換を行う
 - イ 寄付金寄贈者、各種支援者に対して財団の活動状況を報告する
 - ロ 奨学生指導教授、指定大学の留学生担当部署、保証人に情報提供する
 - ハ 主務官庁、奨学援助団体、その他関係機関と情報交換、交流を行う

5. 財団の広報活動を行う
 - イ 「坂口財団 NOW」を年 2 回以上発行し、広報活動を行う
 - ロ 関係者に葉書などによる行事などの活動報告を行う
 - ハ ウェブサイトの充実

6. 平成 21 年度奨学生の募集及び選考を行う
 - イ 指定大学を通じ私費外国人留学生を対象に奨学生募集及び選考を行う

7. 公益法人制度改革に対応した必要諸作業を行う
 - イ 平成 20 年 12 月 1 日から施行される新制度につき、内閣府公益認定等委員会
が今春公表するガイドラインに沿った内容で諸準備を行う

□ 公益財団法人としての認定更新の申請作業を進める

8. 特定公益増進法人の特典を活用し募金活動を行う

以上